

田原本町への転入予定で町内保育所等を希望する方へ

以下の書類を揃えて、入所希望月の締切日までに田原本町役場こども未来課へ直接提出してください。

- ① 保育所入所書類一式
- ② 転入に関する申立書（保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業申請用）
- ③ 転入先・転入時期が確認できる書類
（例：賃貸借契約書や不動産売買契約書の写しなど）

※転入に伴う利用は、利用開始月の前月（できる限り、入所月の前月 15 日）までに田原本町へ転入をしていることが条件です。手続きが完了していない場合は、入園取消になりますので、ご注意ください。